

地質調査業務委託特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は都整市街委第3号 開発候補地基本構想作成に伴う地質調査委託に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県地質・土質調査共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)を補完する。

(目的)

第2条 本市が新たな産業用地を創出するため、地区の事業化に向けた取組を推進するための基礎資料として、地区全体の土質・地質等の資料を得ることを目的とする。

(履行場所)

第3条 履行場所は、茨城県土浦市中都町四丁目地内外の別添位置図のとおりとする。

(履行期間)

第4条 履行期間は、契約の翌日から150日間とする。

(業務内容)

第5条 この業務における業務内容は、別紙「工事数量総括(内訳)表」のとおりとする。

(使用する規程等)

第6条 この業務に使用する規程等は、共通仕様書、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 本業務の委託契約書
- (2) 共通仕様書
- (3) 日本工業規格(JIS)
- (4) 電子納品ガイドライン

(貸与又は支給する物品及び資料等)

第7条 土浦市が貸与又は支給する物品及び資料等は、別紙1のとおりとする。

(打合せ協議)

第8条 この業務における打合せ協議は、第1回打合せ及び中間打合せ3回、成果品納入時の計5回とし、それぞれ管理技術者が立ち会うこと。

なお、別途必要となった場合は、監督員と協議し随時打合せを行う。

2 打合せ記録簿は、その都度監督員に提出するものとする。

(ジオ・ステーション等の活用)

第9条 受託者は、調査に先立ち、ジオ・ステーション及びその他の文献資料等を活用し、調査地周辺の地盤状況の把握に努めるものとする。

(安全管理)

第10条 受託者は、屋外での作業を行う場合には、監督員と事前に協議のうえ、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

- 2 屋外での作業中には、作業従事者の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を着用させること。
- 3 現場作業中は、必要に応じ標示板等を設置すること。

（身分証明書の携帯等）

第11条 受託者は、共通仕様書第115条第4項に基づき交付された身分証明書について、第三者が所有する土地での作業中にその土地の関係者から提示を求められた場合には、これを提示すること。

（土地への立ち入り）

第12条 受託者は、作業の実施にあたり、第三者が所有する土地に立ち入る場合には、その所有者等から業務委託契約書第12条に基づく承諾を得ていることを事前に監督員に確認すること。

（ボーリング調査位置）

第13条 ボーリング位置・深度及び調査概要は別紙「調査・試験数量表」のとおりとするが、詳細なボーリング位置及び調査内容は監督員との協議により決定した上で、調査箇所について現地立会いにより決定すること。

なお、周辺地盤調査報告書及び現地調査により必要数量に変更が生じる場合は、別途監督員と協議すること。

（機械ボーリング）

第14条 ボーリング孔径はφ66mm、φ86mm、φ116mmとする。

- 2 地質状況は、所定の様式に表し、地質に関する記事は詳細に記録するものとする。
- 3 検尺は、共通仕様書第203条第5項に基づき、監督員立ち会いのもとで実施すること。
- 4 各ボーリング孔の標高・平面位置の測定は、受託者が行うこと。

（原位置試験）

第15条 標準貫入試験は、1m毎に1回行うことを原則とするが、詳細については監督員と協議のうえ決定する。

（資料整理）

第16条 調査の成果については、（財）日本建設情報総合センター発行の「ボーリング柱状図作成要領（案）解説書」及び「地質調査資料整理要領（案）解説書」に基づき整理すること。

（納入する成果品等）

第17条 納入する成果品等は、別紙2（または共通仕様書）のとおりとする。

（ボーリング柱状図等の提出）

第18条 成果品の一部として、下記について各要領等に基づき作成したものを提出すること。

(1) ボーリング柱状図

ボーリング柱状図作成要領（案）

(2) 位置図

ボーリング位置を1/25、000程度の地図にプロットしたもの。

(3) 地質横断図

1/1、000 程度の平面図が含まれているもの。別様でも可。

(4) 土質・原位置試験表及び一覧表（土の粒度試験〔粒径加積曲線〕等）

(5) 地質調査資料管理台帳、地質調査内容（一般事項）、柱状図（地質区分）、標準貫入試験、土質試験、孔内載荷試験、現場透水試験、P波・S波試験のうち該当する項目

地質調査資料整理要領（案）

2 前項の成果品3部のうち、1部をA4版にファイルし、下記機関に提出すること。
なお、前項の(5)について当該様式が入手困難な場合は、提出を省略できるものとする。

（財）茨城県建設技術管理センター 企画研究課

住所 茨城県水戸市青柳町4209

電話 029（227）5191

（電子納品対象業務）

第19条 本業務は、電子納品の対象業務とする。

2 電子納品の実施内容は以下のとおりとし、その詳細については「茨城県電子納品ガイドライン」を参照すること。なお、「茨城県電子納品ガイドライン」については、茨城県土木部検査指導課のホームページよりダウンロードできる。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukvoku/doboku/01class/class03/cals/ebid%20H18/donw2.html>

（1）電子納品（成果品の電子化）

（2）電子情報交換（電子メールを活用した情報共有）

3 受託者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境が整備されていない場合には、その整備を行うこと。

4 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」及び「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」に基づくこととする。なお、対象に写真帳、CAD図面を含む場合には、それぞれ「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」に基づき作成すること。

5 「茨城県電子納品ガイドライン」2-2-9に基づき、電子納品媒体の1部を（財）茨城県建設技術公社に納品し、電子納品保管管理システムに登録すること。

6 電子化されたものを含めた成果品については、公共事業の円滑な執行を目的に、関係者（工事業者や建設コンサルタント等）に貸与することがある。

第20条 受注者は、共通仕様書3-1-1-7第3項に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

2 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否（※）について、監督員と確認のうえ、検定の申込を行うこと。

※ 公開・利用は可として取扱うことを基本としている。

3 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDFファイル）を格納フォルダ「BORING/OTHER」に格納することを以って、提出する成果が検定済みであることを報告すること。

4 本業務の予定価格の算出に当たっては、下表に示す調査者の資格要件が満たされる想定のもと、ボーリング1本当たりの検定費用を2,000円（税抜）として計上している。なお、契約後、当該資格要件を満たさないことが確認できた場合には、1本当たり3,000円

（税抜）として設計変更するものとする。

調査者の資格要件	検定費用（税抜） （ボーリングデータ 1 本当たり）
○管理技術者が以下の資格のいずれかを有すること 地質調査技士技術士、RCCM、博士、土木学会認定 土木技術者、港湾海洋調査士、施工管理技士 かつ ○ボーリング責任者が以下の資格を有すること 地質調査技士	2、000円/本 （諸経费率算定の対象外）

（成果品の手直し）

第 2 1 条 受託者は、業務完了後に受託者の過失、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足その他の措置を行うこと。

（業務カルテの登録業務）

第 2 2 条 本業務は、業務カルテの登録対象業務であるので、共通仕様書第 115 条第 3 条に則り、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）への登録及び業務カルテ受領書の写しの監督員への提出等を行わなければならない。

（その他）

第 2 3 条 業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

貸与又は支給する物品及び資料等

1. 支給物品

品 名	数 量	摘 要

2. 貸与資料

品 名	数 量	摘 要
近隣地質調査データ（抜粋）	一式	

3. 支給資料

品 名	数 量	摘 要

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品 名	数 量	摘 要
報告書	3 部	製本
C D－R	2 枚	
土質標本	1 式	

2. 提出する記録及び資料

品 名	数 量	摘 要
国土地盤情報データベ ース検定証明書	1 部	